

北陸信越運輸局入札監視委員会 第14回定例会議概要

開催日及び場所	令和2年11月25日(水) 北陸信越運輸局 4階 第一会議室		
委員	委員長 神田 敬輔 ((株)新潟日報社 特命参与) 委員 伊藤 秀夫 (弁護士) 委員 富山 栄子 (事業創造大学院大学副学長/教授)		
審議対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日		
契約 案件	抽出案件	総件数2件	(備考)
	建設工事 一般競争	0件	
	役務・物品 一般競争	1件 ・ 上越出張検査場賃貸借契約	
	役務・物品 随意契約 (企画競争)	1件 ・ 2019年度地域の観光資源を活用したプロモーション事業 「アジアスノープロモーション事業請負契約」	
	役務・物品 随意契約 (公募方式)	0件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	特になし		
委員会を受けての今後の 検討課題	毎年、一般競争入札により調達している「上越出張検査場賃貸借契約」について、公募による調達手続きへの移行を検討する。		

別紙 委員からの意見・質問それらに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>[入札方式別発注一覧表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>[指名停止等の運用状況一覧表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>[抽出案件]</p> <p>◎ 役務・物品：一般競争 ○ 上越出張検査場賃貸借契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで（一社）新潟県自動車整備振興会が落札してきているが、他に要件を満たす業者がいないのか。 ・ 資料に使用日数が137日とあるが、使用していないときは何に使われているのか。 ・ 137日とは連続しているか、それとも特定の曜日に実施するものを合わせているのか。 ・ 車検を受ける側としては、毎日設定されていた方がありがたいが、137日だと不便はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い敷地と専門の検査機器を有するとなるとなかなか要件を満たせるような業者がいない。いわゆる民間車検場等が検査機器を持っているが、車検をする際に必要となる駐車スペースや検査コースを設けるのは難しく、上越市に限っては（一社）新潟県自動車整備振興会と契約してきている。 ・ 整備振興会の会員が検査に利用している。 ・ 事前に日程調整し、ある程度は決まった曜日で検査実施している。HP等で実施日を公示して、それを確認して業者が訪れている。 ・ 多少不便はあると思うが、検査台数が多い中、職員の人員も限りがあることを勘案して実施日数を決めている。 ・ もともと新潟市内の新潟運輸支局と長岡市

<ul style="list-style-type: none"> • • 資料を見ると、H23年度の単価が安くなっているが、その年だけ安くなっているのはなぜか。 • 検査機器が新たに必要になると無理を言って導入してもらうことはあるのか。 • 無理を言って検査機器を入れ替えてもらうのがこの業者以外だと頼みづらいわけではないのか。 • この業者以外に対応できるものがないなら、10年契約は結べないのか。 	<p>内の長岡自動車検査登録事務所で職員が常駐して検査を実施しているが、上越や糸魚川の方が検査に来るとなると現地まで遠いという事情もあり、毎日は難しいものの上越エリアでは自動車整備振興会から検査場を借りて検査できる体制を確保している。このようにしてユーザーの利便を考えて出張検査場による取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検査機器は使用年数によりだんだんと劣化してくるため残存価格が少なくなり、機器を更新するとその分残存価格も上がるので単価が上がる仕組みとなっている。 • 検査機器が正しい数値を示すかを定期的に点検していることに加え、耐用年数を考慮すると交換が必要となる場合はある。平成24年度に関しては前年度に検査機器を入れ替えたことによって単価が上昇している。 • こちらから無理を言って入れ替えてもらうことはなく、業者においても館員に対して検査機器を使用させていることから、経年劣化等による入れ替えは元々行っているものと認識している。また、大きな検査機器を用意できるものは、規模の大きな業者に限られると考える。 • 国の予算は複数年で契約を結べるように予算がおりてくるわけではなく、年度ごとに予算配賦されるため、複数年度の契約は難しい。
---	--

<p>◎ 役務・物品：随意契約（企画競争）</p> <p>○ 2019年度地域の観光資源を活用したプロモーション事業「アジアスノープロモーション事業請負契約」</p> <p>・なぜ1者のみしか参加がなかったのか。</p> <p>・例年、公告期間は11日以上を設定しているのか。</p> <p>・抽出案件以外でも当該業者との契約が多いのか。</p> <p>・本案件は運輸局ごとで実施する事業なのか。</p> <p>・成果物の事後評価はされているか。</p>	<p>・公告期間が短くなってしまったことが要因と考える。当初考えていた公告期間がとれなくなったのは連携先である新潟県、長野県、石川県から事業を前倒しして実施したいとの要望があったことが原因。今後は長く公告期間がとれるよう早めに連携先とスケジュール調整を行うようにしたい。</p> <p>・詳細が固まらないと公示できないため、今回は期間が短くなってしまったが、他の案件では公告期間を20日間以上とったものもある。</p> <p>・抽出案件ではたまたま当該業者であったが、他案件では旅行会社にコンサルティング会社、NPO法人など様々な業者と契約している。</p> <p>・そのとおり。ただし、他運輸局とも連携し、管轄を越えた広域観光を目的とする事業もある。</p> <p>・担当課にて検証を実施している。</p>
---	--